

○鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例

昭和56年3月27日

条例第10号

(注) 昭和61年から改正経過を注記した。

改正 昭和57年3月29日条例第4号

昭和58年1月28日条例第2号

昭和59年12月22日条例第43号

昭和61年3月31日条例第10号

平成4年3月18日条例第7号

平成4年10月5日条例第28号

平成7年6月20日条例第31号

平成8年6月27日条例第28号

平成9年3月28日条例第16号

平成10年3月3日条例第2号

平成11年3月26日条例第15号

平成16年2月24日条例第1号

平成16年10月18日条例第68号

平成17年3月1日条例第1号

平成18年3月31日条例第6号

平成20年3月26日条例第9号

(題名改称)

平成21年3月27日条例第11号

平成24年12月25日条例第67号

平成26年6月26日条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び父母のない児童に係る医療費を助成することにより、これらの者の健康を保持し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭の母

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養し、本市に住所を有するものをいう。

(2) 父子家庭の父

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養し、本市に住所を有するものをいう。

(3) 児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

(4) 父母のない児童

父母(実父母及び養父母をいう。以下同じ。)と死別した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母に遺棄されている児童及びこれらに準ずると市長が認める児童をいう。

(5) 養育者

現に父母のない児童を養育する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「小規模住居型児童養育事業者」という。)及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外のもので本市に住所を有するものをいう。

(6) 医療保険各法

健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(平4条例7・平7条例31・平8条例28・平9条例16・平10条例2・平16条例1・平17条例1・平21条例11・平24条例67・平26条例39・一部改正)

(助成対象者等)

第3条 この条例に基づく医療費の助成対象者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子家庭の母
- (2) 父子家庭の父
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童
- (4) 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としな

- (1) 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者(市長が規則で定める者に限る。)の前年の所得(1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。
- (2) 養育者(前号に規定する市長が規則で定める者を除く。)の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

(3) 母子家庭の母若しくは父子家庭の父の配偶者の前年の所得又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でこれらの者と生計を同じくするもの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(4) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するもの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(5) 助成対象者が次のいずれかに該当するとき。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の規定による医療扶助を受けている者

イ 児童福祉施設等の入所者で、医療費についてそれぞれ法の定めるところにより支給されているもの

ウ 小規模住居型児童養育事業者又は里親に委託されている者

エ 鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和49年条例第21号)の規定による医療費助成の対象者

3 前項第1号から第4号までの規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の7月31日までの医療費の給付については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しないものとする。

(昭61条例10・平4条例7・平4条例28・平7条例31・平8条例28・平10条例2・平11条例15・平16条例1・平18条例6・平20条例9・平21条例11・一部改正)

(助成金の額)

第4条 医療費の助成額は、助成対象者が医療保険各法による療養の給付若しくは療養費、家族療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付若しくは療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けた場合に、健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に定める給付額及び法令の規定により国又は地方公共団体が負担する医療の給付に要する費用の額を控除した額(以下「一部負担金」という。)とする。

2 前項の一部負担金について、医療保険各法の規定により附加給付を受けることができるときは、その給付額を助成額から控除する。

(平7条例31・平8条例28・平20条例9・一部改正)

(受給資格の認定申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給

資格の認定を受けなければならない。

(平7条例31・一部改正)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、助成対象者に該当すると認めるときは、規則の定めるところにより、母子・父子家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を申請者に交付する。

(平20条例9・一部改正)

(助成金の請求)

第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、医療費の助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に請求するものとする。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、助成金の額を決定し、受給者に支給する。

(助成金支給の制限)

第9条 市長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が、第三者の行為によつて生じたものであり、受給者が当該第三者から同一の事由につき、既に損害賠償を受けたときは、その額の限度において、助成金を支給しない。

2 受給者が助成金の支給を受けた後において、第三者から損害賠償を受けたときは、受給者は速やかに支給を受けた助成金の限度において、市長の定める額を返還しなければならない。

(届出の義務)

第10条 受給者は、第5条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 偽りその他不正の手段により、助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からすでに支給した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年10月1日以降の療養の給付及び療養に要した費用から適用する。

(平16条例68・旧付則・一部改正)

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「5町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、吉田町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年吉田町条例第17号)、桜島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年桜島町条例第12号)、喜入町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年喜入町条例第18号)、松元町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年松元町条例第19号)及び郡山町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年郡山町条例第16号)(以下「5町条例」という。)の規定によりされた申請その他の行為については、この条例の相当規定によりされた行為とみなす。

(平16条例68・追加)

- 3 編入日前に5町の区域に住所を有していた者の編入日前の診療に係る医療費に対する助成のうち、編入日以後に請求がされたものについては、この条例の規定にかかわらず、それぞれ5町条例の例による。

(平16条例68・追加)

- 4 編入日から平成17年3月31日までの間に、5町であつた区域に住所を有している者の当該期間の診療に係る医療費に対する助成については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ5町条例の例による。

(平16条例68・追加)

付 則(昭和57年3月29日条例第4号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年1月28日条例第2号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日において、改正後の条例の規定により助成金の受給資格を有することになる70歳以上の者が、施行日から6か月の間に第5条の認定を受けたときは、施行日において認定されたものとみなす。

付 則(昭和59年12月22日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則(平成4年3月18日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成4年10月5日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)

第3条第2項第1号に規定する額(同号に規定する者に所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童がない場合の額(以下「控除対象配偶者等がない場合の額」という。))に限る。以下同じ。)並びに同項第3号及び第4号に規定する額については、次表の左欄に掲げる額が同表の右欄に掲げる額に達するまでの間は、当該右欄に掲げる額とする。

改正後の条例第3条第2項第1号に規定する額	児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第236号)による改正前の施行令(以下「改正前の施行令」という。)第2条の2第1項に規定する額のうち控除対象配偶者等がない場合の額
改正後の条例第3条第2項第3号に規定する額	改正前の施行令第2条の2第2項に規定する額
改正後の条例第3条第2項第4号に規定する額	改正前の施行令第2条の2第2項に規定する額

付 則(平成7年6月20日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、施行日以後に受けた療養の給付又は療養に要した費用に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた療養の給付又は療養に要した費用に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(鹿児島市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

- 3 鹿児島市乳幼児医療費助成条例(昭和48年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「および」を「及び」に改め、同条第2号に次のただし書を加える。

ただし、鹿児島市母子家庭等医療費助成条例(昭和56年条例第10号。以下「母子家庭等条例」という。)第3条に定める母子家庭等条例に基づく医療費の助成対象者を除く。

第2条第3号ただし書を次のように改める。

ただし、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和49年条例第21号)第3条に定める同条例に基づく医療費の助成の対象となる者及び母子家庭等条例第3条に定める母子家庭等条例に基づく医療費の助成対象者を除く。

(鹿児島市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に前項の規定による改正前の鹿児島市乳幼児医療費助成条例の規定に基づく乳幼児医療費の助成対象者であった者で、施行日以後に鹿児島市母子家庭等医療費助成条例の規定による母子家庭等医療費の助成対象者となるものの施行日前に受けた医療の給付に係る助成金の請求及び支給等については、なお従前の例による。

付 則(平成8年6月27日条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例の規定は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成9年3月28日条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年3月3日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月26日条例第15号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成16年2月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年10月18日条例第68号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成17年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月26日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第6条の規定により交付された母子家庭等医療費受給者証は、改正後の第6条の規定により交付された母子・父子家庭等医療費受給者証とみなす。
- 3 この条例による改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

(鹿児島市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

- 4 鹿児島市乳幼児医療費助成条例(昭和48年条例第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成21年3月27日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年12月25日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年6月26日条例第39号抄)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則

昭和56年6月22日

規則第29号

(注) 平成4年から改正経過を注記した。

改正 昭和59年3月31日規則第26号

平成4年3月31日規則第59号

平成4年10月5日規則第94号

平成5年6月30日規則第69号

平成6年3月31日規則第33号

平成7年3月31日規則第31号

平成7年7月21日規則第64号

平成8年6月27日規則第90号

平成9年12月24日規則第114号

平成14年12月25日規則第114号

平成16年2月27日規則第12号

平成17年3月30日規則第37号

平成19年2月26日規則第9号

平成20年3月26日規則第26号

(題名改称)

平成20年8月12日規則第90号

平成24年7月9日規則第61号

平成26年9月17日規則第88号

平成26年12月22日規則第109号

平成28年2月3日規則第9号

平成29年7月14日規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和56年条例第10号 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則26・一部改正)

(父母のない児童に準ずる児童)

第2条 条例第2条第4号に規定するこれらに準ずると市長が認める児童は、次の各号の一に該当する児童とする。

(1) 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

(2) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

(平4規則94・平7規則64・一部改正、平26規則88・旧第3条線上)

(市長が定める養育者)

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する市長が定める者は、父母に遺棄されている児童並びに前条第1号及び第2号に規定する児童を養育する者とする。

(平4規則94・追加、平26規則88・旧第3条の2線上)

(受給資格の認定)

第4条 条例第5条の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、母子・父子家庭等医療費受給資格認定申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 医療保険各法に基づく被保険者証若しくは組合員証又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく被保険者証

(2) 別表に定める書類

(3) その他市長が特に必要があると認める書類

(平7規則64・平8規則90・平14規則114・平20規則26・一部改正)

(受給者証等)

第5条 条例第6条に規定する受給者証は、様式第2による。

2 市長は、受給資格がないと認定した者に対しては、母子・父子家庭等医療費受給資格不認定通知書(様式第3)により通知するものとする。

(平20規則26・一部改正)

(受給者証の再交付)

第6条 条例第6条の規定により交付を受けた受給者証を破損し、又は紛失したことにより受給者証の再交付を受けようとする者は、母子・父子家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、受給者証を再交付することができる。

(平20規則26・一部改正)

(現況届の提出)

第7条 受給者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、その年の8月1日における受給者の現況を記載した母子・父子家庭等医療費受給者現況届(様式第5)に受給者証を添えて市長に提出し、受給資格の確認を受けなければならない。

2 前項の受給資格の確認を受けていない者は、助成金の支給を受けることはできないものとする。

(平4規則59・平7規則64・平20規則26・一部改正)

(受給資格の期間)

第8条 受給資格の期間は、受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までとする。

(平4規則59・平7規則64・一部改正)

(助成金支給の申請)

第9条 助成金の支給を受けようとする者は、母子・父子家庭等医療費助成金支給申請書(様式第6)に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、医療保険各法による療養の給付若しくは療養費、家族療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付若しくは療養費若しくは訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(平4規則59・平7規則31・平7規則64・平8規則90・平20規則26・一部改正)

(保険医療機関等の証明)

第10条 前条第1項の申請には、当該診療について条例第4条第1項に規定する療養の給付等が行われたこと及び当該診療に要した費用に関する保険医療機関等(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の証明を添付するものとする。

2 市長は、前項の証明に要する費用を毎月分の助成金に加算して受給者に支給する。

(平4規則59・平7規則64・平8規則90・平14規則114・平20規則26・一部改正)

(助成金の支給)

第11条 市長は、第9条の規定による申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査のうえ、助成額を決定し、支給するものとする。助成金を支給しないことを決定したときは、母子・父子家庭等医療費助成金不支給決定通知書(様式第7)により当該受給者に通知するものとする。

(平4規則59・平7規則31・平7規則64・平19規則9・平20規則26・一部改正)

(支払の調整)

第12条 市長は、受給者に既に助成金を支給した場合において、その額に過誤があつたときは、当該過誤となつた助成金について、当該過誤があつた支払月の翌月以降の助成金との間で必要な調整を行うことができる。

(平24規則61・追加)

(届出)

第13条 受給者は、次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、速やかに母子・父子家庭等医療費受給資格変更・喪失届(様式第8)に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住所・氏名
- (2) 保険者名
- (3) 受給資格の該当事由
- (4) 附加給付の内容
- (5) その他必要な事項

(平4規則59・平7規則64・平19規則9・平20規則26・一部改正、平24規則61・旧第12条
繰下)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(平4規則59・平7規則64・一部改正、平24規則61・旧第13条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年10月1日以降の療養の給付及び療養に要した費用から適用する。

付 則(昭和59年3月31日規則第26号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(平成4年3月31日規則第59号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成4年10月5日規則第94号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

付 則(平成5年6月30日規則第69号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

付 則(平成6年3月31日規則第33号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月31日規則第31号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則の規定は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)以後の療養の給付及び療養に要した費用に係る助成金の請求について適用し、施行日前の療養の給付及び療養に要した費用に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成7年7月21日規則第64号)

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

付 則(平成8年6月27日規則第90号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則(様式第2及び様式第6の改正規定を除く。)による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則の規定は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医

療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成9年12月24日規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月25日規則第114号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成16年2月27日規則第12号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第6の規定は、平成15年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成17年3月30日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年2月26日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成20年3月26日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市母子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成20年8月12日規則第90号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定

する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成24年7月9日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則第12条の規定は、平成24年4月1日以後に支給した助成金から適用する。

付 則(平成26年9月17日規則第88号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成26年12月22日規則第109号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成28年2月3日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 3 改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式は、平成28年4月1日以後になされる処分に係るものから適用し、同日以前になされる処分に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(平成29年7月14日規則第77号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第30号)の施行の日から施行する。

(施行の日 平成29年7月18日)

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表(第4条関係)

(平14規則114・全改、平20規則90・平24規則61・一部改正)

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者 年金証書又は手当証書
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者以外の者 前年の所得を確認できる書類(公簿等で前年の所得が確認できる者を除く。)及び次の表の左欄に掲げる受給資格の事由等の区分ごとに右欄に掲げる書類

配偶者又は父母と死別した こと。	戸籍謄本又は死亡を確認できる書類
離婚した者であること。	戸籍謄本又は離婚を確認できる書類及び養育費等に関する申告書
配偶者又は父母から遺棄さ れた者であること。	戸籍謄本、事実の申立書及び民生委員の状況確認書類
配偶者又は父母の生死が不 明であること。	戸籍謄本、事実の申立書及び民生委員の状況確認書類又は官公署 若しくは船舶・航空会社の証明書
配偶者又は父母が障害のた め労働能力を有していない 者であること。	戸籍謄本及び身体障害者手帳、療育手帳(判定書)又は医師の診断 書
配偶者又は父母が拘禁され ているため扶養を受けるこ とができないこと。	戸籍謄本及び拘置所長又は刑務所長の証明書
婚姻によらない父又は母で あること。	戸籍謄本、事実を確認できる書類、民生委員の状況確認書類及び 養育費等に関する申告書
配偶者又は父母が海外にあ って扶養を受けることがで きないこと。	戸籍謄本、事実の申立書及び民生委員の状況確認書類
養育者であること。	戸籍謄本、事実の申立書、民生委員の状況確認書類及び児童の父 母に関する書類

母子・父子家庭等医療費受給資格認定申請書																
								年 月 日								
鹿児島市長 殿																
申請者 住 所 鹿児島市				丁目 町		番 地		号								
氏 名				印		電 話		自 宅 携 帯								
				※署名(自筆)の場合は押印不要		— —		— —								
死亡・離婚・遺棄・生死不明・重度障害・拘禁・未婚・海外在住・()の事由により、下記のとおり認定を申請します。 ※私は、資格認定又は助成額の決定に関して、地方税関係情報について取得し、又は確認されることに同意します。																
氏 名		続 柄		生 年 月 日		備 考		重度障害								
<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養育者		本 人		. .		個人番号()		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
対 象 児 童 (※年齢の高い順に記入してください。)					. .		個人番号() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居()		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
					. .		個人番号() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居()		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
					. .		個人番号() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居()		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
					. .		個人番号() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居()		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
扶 養 義 務 者 (同居家族を全員記入してください。)	同 意 書 ※署名(自筆)の場合は押印不要															
	私は、資格認定又は助成額の決定に関して、地方税関係情報について取得し、又は確認されることに同意します。															
	氏 名		続 柄		個人番号		同意欄		氏 名		続 柄		個人番号		同意欄	
							印								印	
						印								印		
生計分離申立てを(します。・しません。)																
加 入 医 療 保 険	保 険 者 名				被 保 険 者 (世 帯 主、組 合 員) 氏 名											
	記 号				番 号				資 格 開 始 日		年 月 日 年 月 日					
振 込 先 口 座				種 別 / 口 座 番 号 名 義 人 カ ナ 氏 名												
受給者の所得等		扶 養 義 務 者 の 所 得 等														
氏名/(続柄) 年分所得		()		()		()		()		()						
扶養計(老/特)		人(/)		人(/)		人(/)		人(/)		人(/)						
①所得額		円		円		円		円		円						
②控除額		円		円		円		円		円						
③控除後養育費		円														
①-②+③ (所得制限額)		円 ()円		円 ()円		円 ()円		円 ()円		円 ()円						
添 付 書 類																
受 付 日		年 月 日		交 付 日		年 月 日		受 給 者 番 号								
資 格 取 得 日		年 月 日		事 由 発 生 日		年 月 日		取 得 事 由								
却 下 日		年 月 日		不 認 定 事 由												
児 童 扶 養 手 当								処理者		受給者証受領印						
児 扶 非 認 定 事 由																

太 枠 の 中 を 記 入 し て く だ さ い。

様式第2(第5条関係)

(表)

鹿児島市母子・父子家庭等医療費受給者証		
受給者番号		
受給者	氏名	
	住所	
者	保険者名	
枝番	助成対象者氏名/生年月日	有効期間
	年 月 日	. . から . . まで
	年 月 日	. . から . . まで
	年 月 日	. . から . . まで
	年 月 日	. . から . . まで
	年 月 日	. . から . . まで
発行機関名 及び 印	鹿児島市長 印	
交付日	年 月 日	

※裏面を必ずお読みください。

(裏)

注 意 事 項

- この受給者証がないと助成金の請求はできませんので大切に保管してください。
- 支給申請書を保険医療機関等又は市に提出するときは、この受給者証を提示し、保険診療による一部負担金を支払ってください。
- 助成金の請求は、診療の翌月から起算して1年以内にしてください。
- 助成金は、保険医療機関等に支払った保険診療による一部負担金が助成されます。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金及び高額療養費に相当する額を控除した額を助成します。
- 助成金の支給申請は、保険医療機関等で申請用紙を受け取り、必要事項を記入したのち、診療を受けた保険医療機関等へ診療を受けた月の翌月の10日までに提出してください。(提出が遅れると助成金の支給が遅れます。)
- 市外の保険医療機関等で診療を受けた場合は、診療の翌月以降に、当該保険医療機関等で支給申請書に医療費の証明を受け市へ提出するか、受診者の氏名、診療月、保険点数(保険診療による一部負担金)等の記載された領収書を添付した支給申請書を市に提出してください。
- 支給申請書の保険医療機関等の証明手数料は、助成金に加算して支給します。
- 婚姻、転出、死亡、生活保護開始又は振込先の口座その他の受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、市へ届出が必要です。
- 毎年8月1日から同月31日までの間に現況届が必要です。

様式第3(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印

母子・父子家庭等医療費受給資格不認定通知書

年 月 日付で申請された母子・父子家庭等医療費受給資格につきましては、下記の理由により認定しませんので通知します。

記

(理由)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として(鹿児島市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

母子・父子家庭等医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所 鹿児島市 丁目 番 号
(受給者) 町 番地

氏 名 電話 自 携 宅 帯 一 一
【 】 一 一

受給者番号

下記の理由により、受給者証(年度)を再交付して下さるよう申請します。

記

太枠の中を記入してください。

氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	同 別 居	重 度 障 害	取 得 事 由	有 効 期 限
<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養育者	本 人
対 象 児 童	
	
	
	

申 請 理 由 1 紛失 2 破損 3 汚損 4 その他()

誓 約 書

紛失した受給者証を発見した場合は、速やかに返還するとともに今後の保管については、十分注意します。

年 月 日

氏名

鹿児島市長 殿

太枠の中を記入してください。

受 付 日 年 月 日

注 破損又は汚損による再交付申請の場合は、旧受給者証を添付すること。

処理者	受給者証受領印
-----	---------

年度 母子・父子家庭等医療費受給者現況届									
								年 月 日	
鹿児島市長 殿									
申請者 住所 鹿児島市		丁目		番		号			
(受給者)		町		番地					
氏 名		印		自 宅		— —			
				電 話 携 帯		— —			
※署名(自筆)の場合は押印不要 受給者番号									
下記のとおり相違なく現況を届け出ます。									
※私は、資格更新又は助成額の決定に関して、地方税関係情報について取得し、又は確認されることに同意します。									
同 意 書 ※署名(自筆)の場合は押印不要									
私は、資格更新又は助成額の決定に関して、地方税関係情報について取得し、又は確認されることに同意します。									
氏 名 続柄 個人番号 同意欄 氏 名 続柄 個人番号 同意欄									
印 印 印 印									
(同居家族を全員記入してください。)									
生計分離申立てを(します。・しません。)									
加入医療保険	保険者名			被保険者(世帯主、組合員)氏名					
	記 号			番 号			資格開始日		年 月 日
振込先口座					種別/口座番号		名義人カナ氏名		
		受給者の所得等			扶 養 義 務 者 の 所 得 等				
氏名/(続柄) 年分所得		() () () ()							
扶養計(老/特)		人(/) 人(/) 人(/) 人(/) 人(/)							
①所得額		円 円 円 円 円							
②控除額		円 円 円 円 円							
③控除後養育費		円							
①-②+③ (所得制限額)		()円 ()円 ()円 ()円 ()円							
生計分離									
添付書類									
受付日	年 月 日	交付日	年 月 日	受給者番号					
審査日	年 月 日	所得区分			各種変更届	口座・住所・保険・氏名			
児童扶養手当						処理者		受給者証受領印	
児扶非認定事由									

太枠の中を記入してください。

様式第6(第9条関係)

		受付番号	
		母子・父子家庭等医療費助成金支給申請書	
		鹿児島市長 殿	
		年 月 日	
助成対象者	フリガナ		
	氏名		
受給者	フリガナ		
	氏名		
加入医療保険	保険者番号		
	保険者名		

太枠内は必ず本人が記入してから証明を受けてください。

注 保険者番号とは、加入医療保険を識別する番号です。保険証を見て、右づめで記入してください。(個人の記号番号ではありません。)

保 険 医 療 機 関 等 の 証 明												
患者名 (助成対象者名)					生年月日	年 月 日						
(診療月) 年 月 分	保険診療 総点数	入院				点	保険診療による 一部負担金	入院				円
		外来						点	外来			
診療科目	医科・歯科・調剤・柔道整復・補装具等				証明手数料	円		公費負担その他	有			
医療機関コード					診療日数10日以上	有		差額追加徴収	無			
<p>※番号は右づめで記入してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関等の所在地</p> <p>名 称</p> <p>開設者氏名 印</p>												

様式第7(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印

母子・父子家庭等医療費助成金不支給決定通知書

年 月 日に申請のありました母子・父子家庭等医療費助成金の支給については、下記の理由により支給できませんので通知します。

記

(理 由)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として(鹿児島市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8(第13条関係)

母子・父子家庭等医療費受給資格変更喪失届				年 月 日
鹿児島市長 殿				
届出人 住 所		鹿児島市	丁目	番 号
氏 名			町	番地
			電話	自 宅 携 帯
			【	— —
			】	— —
下記のとおり、資格を 変更 ・ 喪失 しましたのでお届けします。				
受 給 者 番 号		受 給 者 氏 名	<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養育者	
	新		旧	
住 所	氏名 鹿児島市	丁目	番 号	
	方書	町	番地	
	同居家族(有・無)			
		異動日	年 月 日	
加入医療保険	氏名	(国保組合・健保組合・共済組合)		
	保険者名	全国健康保険協会 支部		
	記号	番号		
	被保険者(世帯主、組合員)氏名	資格取得日 年 月 日		
振込先口座	金融機関名	(銀行・信金・信組・労金・農協)		
	支店名	(本店・支店・その他)		
	種別 普通	口座番号		
	名義人カナ氏名	変更日	年 月 日	
連絡先	自宅・携帯・連絡先	(— —)		
	連絡先名	変更日	年 月 日	
氏 名		変更日	年 月 日	
児童増員	氏名	続柄	処 理 欄	
	生年月日	年 月 日	認定保留	年 月 日
	取得事由	発生日	年 月 日	
児童基本情報	氏名	続柄	処理日	年 月 日 (増員認定・却下)
	監護状況(同居・別居)		取得日	年 月 日
	重度障害(有・無)	変更日	年 月 日	
扶養義務者増減	(増員・減員)	氏名	続柄	個人番号
			同意印	
	※私は、資格認定又は助成額の決定に関して、地方税関係情報について取得し、又は確認されることに同意します。 ※署名(自筆)の場合は押印不要			
その他		変更日	年 月 日	
資格喪失	(全部・一部)	理由	喪失日	年 月 日
			返還(有・無)	円
		発生日	年 月 日	
			返還対象期間	年 月 ~ 年 月 診療分

太枠の中を記入してください。

受 付 日 年 月 日

- 注
- この届書には、必ず受給者証を添えること。
 - 加入医療保険を変更した場合は、被保険者証を提示すること。
 - 児童増員による届出をする場合、届出人は必ず押印すること。

処理者	受給者証受領印

様式第1(第4条関係)

(平19規則9・全改、平20規則26・平29規則77・一部改正)

様式第2(第5条関係)

(平14規則114・全改、平19規則9・平20規則26・一部改正)

様式第3(第5条関係)

(平4規則59・平7規則64・平17規則37・平20規則26・平28規則9・一部改正)

様式第4(第6条関係)

(平19規則9・全改、平20規則26・一部改正)

様式第5(第7条関係)

(平19規則9・全改、平20規則26・平29規則77・一部改正)

様式第6(第9条関係)

(平19規則9・全改、平20規則26・平26規則109・一部改正)

様式第7(第11条関係)

(平19規則9・全改、平20規則26・平28規則9・一部改正)

様式第8(第13条関係)

(平19規則9・追加、平20規則26・平26規則88・平29規則77・一部改正)